

改正

平成七年三月三十一日規則第二〇号
平成七年一〇月三十一日規則第九五号
平成八年六月二一日規則第四七号
平成九年一月三十一日規則第一号
平成九年三月三十一日規則第一五号
平成一四年四月一日規則第五九号
平成一五年一月三十一日規則第六号
平成一六年三月三十一日規則第二六号
平成一七年三月三十一日規則第二四号
平成一七年一〇月六日規則第一〇二号
平成一八年三月二三日規則第一六号
平成二七年五月二六日規則第七六号
平成二八年三月二九日規則第二三号
平成三〇年七月一三日規則第六二号

岐阜県県民文化ホール未来会館条例施行規則をここに公布する。

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、ぎふ清流文化プラザ条例（平成六年岐阜県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を知事（条例第十条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）。以下この条から第四条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、駐車場を使用する場合は、この限りでない。

2 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が条例第十三条第一号に掲げる休業日である場合には、その翌日。以下同じ。）から提出することができる。ただし、第一号に掲げる施設を国際的、全国的又は全県的な会議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、当該各号に定める日前から利用申込書の提出をすることができる。

- 一 長良川ホールを使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日
 - 二 練習室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の三月前の月の初日
 - 三 前号に掲げる施設を第一号に掲げる施設と併せて使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日
- （利用承認通知書等）

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第一号様式の二）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印することをもって利用承認通知書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項ただし書に該当する場合においては、駐車場へ入庫する際交付する駐車券をもって利用承認通知書とみなす。

3 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消したときは、利用不承認（取消）通知書（別記第二号様式の二）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更申請等）

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第三号様式）二通を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による使用（特別設備）許可変更申請の場合について準用する。

（附属施設設備等の利用料金）

第五条 条例別表に掲げる附属施設設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

（利用料金の承認）

第六条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第三号様式の二）を提出しなければならない。

（利用料金の納入）

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用

料金延納申請書（別記第四号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に納入することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、駐車場の利用料金は、駐車場から自動車を出庫させるときに全額納入するものとする。

（利用料金後納の取扱い）

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第四号様式の二）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

（利用料金の返還又は減免）

第九条 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

- 一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由によりぎふ清流文化プラザ（以下「文化プラザ」という。）を使用することができなくなったとき 全額
 - 二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第五号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額
 - 三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額
- 2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第六号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第六号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第十条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第十一条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十二条 第五条及び第七条から第九条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第六条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に文化プラザの管理を行う場合について準用する。この場合において、第五条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第七条から第九条までの規定（見出しを含む。）中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条中「利用料金は」とあるのは「使用料は」と、「利用料金延納申請書」とあるのは「使用料延納申請書」と、第八条（見出しを含む。）中「利用料金後納の」とあるのは「使用料後納の」と、「利用料金後納申請書」とあるのは「使用料後納申請書」と、第八条及び第九条第一項中「利用料金を」とあるのは「使用料を」と、第九条中「利用料金から」とあるのは「使用料から」と、「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「利用料金減免承認書」とあるのは「使用料減免承認書」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、文化プラザの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成六年十一月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日規則第二十号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年十月三十一日規則第九十五号）

この規則は、平成七年十一月一日から施行する。

附 則（平成八年六月二十一日規則第四十七号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成九年一月三十一日規則第一号）

この規則は、平成九年二月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日規則第十五号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第五十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県県民文化ホール未来会館条例施行規則第八条の二の規定及び別記第四号様式の二は、平成十四年七月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年一月三十一日規則第六号）

- 1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十六年三月三十一日規則第二十六号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日規則第百二号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県県民文化ホール未来会館条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県県民文化ホール未来会館条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十八年三月二十三日規則第十六号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十六日規則第七十六号）

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表（第五条関係）

一 長良川ホール

	区分	単位	金額（円）
舞台設備	所作台	一式	一一、七七〇
	平台	一枚	二二〇
	毛せん（大）	一枚	一一〇
	毛せん（小）	一枚	五〇
	フェルト毛せん	一枚	四三〇
	長座布団	一枚	一一〇
	高座用座布団	一枚	二二〇
	上敷	一枚	二二〇
	袖パネル	一枚	一一〇
	地がすり	一枚	八六〇
	蹴込みパネル	一式	二、五九〇
	バレエ用シート	一枚	七六〇
	人形立て	一台	一一〇
	講演卓子	一台	一、四〇〇
	司会卓子	一台	九七〇
	花台	一台	三二〇
	式次第掛け	一台	一一〇
	びょうぶ（金、銀、鳥の子）	一双	二、〇五〇
	キャスター付折り畳みテーブル	一卓	二二〇
	可動白板	一台	二二〇
	松羽目幕	一式	二、五四〇
照明設備	照明Aセット（講演会用）	一式	四、三二〇
	照明Bセット（演奏会、演劇用）	一式	九、二九〇
	ロアーホリゾンライト	一列	一、八八〇
	アッパーホリゾンライト	一列	一、八八〇

	天井板反射ライト	一式	一、七三〇
	スポットライト（一キロワット）	一台	四三〇
	スポットライト（五〇〇ワット）	一台	二九〇
	エリプソイダルスポットライト	一台	六五〇
	フットスポットライト	一台	一一〇
	パーライト	一台	一一〇
	ボーダーライト	一列	一、一九〇
	ストリップライト（六灯用）	一台	二二〇
	ストリップライト（十二灯用）	一台	二七〇
	ミラーボール	一式	六五〇
	ストロボスコープ	一台	二、四八〇
	エフェクトスポットライト	一台	一、五一〇
	センターレスダブルマシーン	一台	五四〇
	リップルマシーン	一台	三二〇
	オーロラマシーン	一台	九七〇
音響設備	拡声装置（マイク二本を含む。）	一式	二、一六〇
	コンデンサマイク（スタンド付き）	一本	五四〇
	ダイナミックマイク（スタンド付き）	一本	一一〇
	ワイヤレスマイク	一本	四三〇
	つりマイク装置	一式	一、〇八〇
	移動スピーカー（キャスター付き）	一台	四、五四〇
	移動スピーカー（スタンド付き）	一台	七六〇
	オープンテープレコーダー	一台	一、三〇〇
	ミニディスクレコーダー	一台	八六〇
	カセットテープレコーダー	一台	八六〇
	コンパクトディスクレコーダー	一台	八六〇

	レコードプレーヤー	一台	八六〇
映像設備	スライド映写装置	一式	一、〇八〇
	プロジェクター	一台	四、三二〇
	スクリーン	一面	一、六二〇
	ブルーレイディスクプレーヤー	一台	九七〇
その他の附属設備	コンサート用ピアノ（日本製）	一台	七、五六〇
	コンサート用ピアノ（外国製）	一台	一一、八八〇
	チェロ奏者用椅子	一脚	一一〇
	コントラバス奏者用椅子	一脚	一一〇
	指揮台	一台	九七〇
	指揮者用譜面台	一台	二二〇
	演奏者用譜面台	一台	三〇
	演奏者用椅子	一脚	三〇
	持込器具電源使用料	五〇〇ワット	五〇

二 練習室

区分	単位	金額（円）
グランドピアノ（第四練習室を除く。）	一台	一、五一〇
演奏者用椅子（第四練習室を除く。）	一脚	三〇
持込器具電源使用料	五〇〇ワット	五〇

備考

- 一 この表に掲げる額は、各時間帯区分（午前、午後及び夜間に限る。）ごとの額とする。
- 二 時間帯区分の午前及び午後又は午後及び夜間に利用する場合の額はこの表に掲げる額に一・八を乗じて得た額と、時間帯区分の全日に利用する場合の額はこの表に掲げる額に二・五五を乗じて得た額とする。
- 三 時間帯区分以外の時間帯に利用する場合の額は、三十分（利用時間に三十分に満たない端数があるときは、その端数を三十分として計算する。）につき、この表に掲げる額に六分の一を乗じて得た額に百分の百二十を乗じて得た額とする。
- 四 前二号の規定により算出した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するもの

とする。

五 一の表その他の附属設備の部持込器具電源及び二の表持込器具電源の項に掲げる額は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五〇〇ワット（定格消費電力量に五〇〇ワットに満たない端数があるときは、その端数を五〇〇ワットとして計算する。）ごとの額とする。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

利 用 申 込 書			
		年 月 日	
岐阜県知事 様		申込者 住所 氏名 (申込者が団体の場合)団体名及び代表者名 担当者名 電話 ()	
次のとおり施設の利用を申し込みます。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間（部屋数）	備 考
附属施設設備等の 名称及び数量			
利用の目的等			
使 用 料 の 額	施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計		円 円 円
特別設備の内容			
備 考			

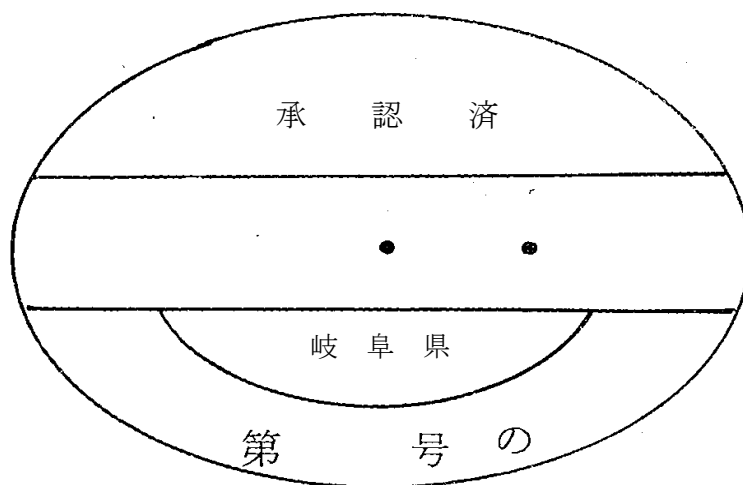
注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附属施設設備等使用料」とあるのは「附属施設設備等利用料金」とする。

第1号様式の2（第3条関係）

利 用 承 認 通 知 書			
申込者 様		第 号 年 月 日	
岐阜県知事			
次のとおり施設の利用を承認します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間（部屋数）	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
使用料の額	施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計	円 円 円	
特別設備の内容			
利用上の注意			
備 考			

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附属施設設備等使用料」とあるのは「附属施設設備等利用料金」とする。

第2号様式（第3条関係）



注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県」とあるのは「文化プラザ指定管理者」とする。

第2号様式の2（第3条関係）

利用不承認（取消）通知書	
第 年 月 日 号	
申込者 様	
岐阜県知事	
年 月 日付けで申込みのあった（承認をした）施設の利用は、次により承認することができません（利用承認を取り消した）ので通知します。	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認しない理由 (取消しの)	
備考 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。	

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として（訴訟において指定管理者を代表する者は となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 3 号様式（第 4 条関係）

利 用 承 認 変 更 申 込 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住所
氏名
(申込者が団体の場合)団体名及び代表者名
担当者^{ふりがな} 電話 ()

年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次の
とおり変更の申込みをします。

施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間（部屋数）	備 考
附属施設設備等 の名称及び数量			
利用の目的等			
使 用 料 の 額	施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計		円 円 円
特別設備の内容			
変 更 の 理 由			
備 考			

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、「附属施設設備等使用料」とあるのは「附属施設設備等利用料金」とする。

第3号様式の2（第6条関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
申請団体住所 申 請 団 体 名 代表者名	
印	
次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。	
施設名又は設備名	
区 分	
利 用 料 金 の 額	
利用料金設定の理由	
備 考	

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

第4号様式（第7条関係）

利用料金延納申請書 年 月 日 ぎふ清流文化プラザ指定管理者 様 申請者 住所 氏名 （申請者が団体の場合）団体名及び代表者名 担当者名 電話（ ） 次のとおり施設の利用料金の延納を申請します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間（部屋数）	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申 請 の 理 由			
納 入 予 定 日	年 月 日		
備 考			

注 知事が文化プラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金延納申請書」とあるのは「使用料延納申請書」と、「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「施設利用料金」とあるのは「施設使用料」と、「附属施設設備等利用料金」とあるのは「附属施設設備等使用料」とする。

第4号様式の2（第8条関係）

利用料金後納申請書 年 月 日 ぎふ清流文化プラザ指定管理者 様 申請者 住所 氏名 (申請者が団体の場合)団体名及び代表者名 担当者名 電話 () 次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。				
団体及び個人 (全て記入)	区 分	1 団体 2 個人		
	ふ り が な			
	団 体 名			
	ふ り が な			
	氏 名 (団体の場合は代表者名)			
	電話番号 (団体・自宅)		内線	
	F A X 番 号		携帯電話番号(団体・個人)	
	住 所 (団体・自宅)	〒 メールアドレス		
個人	生 年 月 日	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年 月 日	
	性 別	1 男 2 女		
団 体	ふ り が な			
	担 当 者 名		メールアドレス	
	電 話 番 号		内線	

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな		保護者印
	氏 名		

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
--------------------------	--

注 知事が文化プラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金後納申請書」とあるのは「使用料後納申請書」と、「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」とする。

第5号様式（第9条関係）

利用料金返還申請書 年 月 日 ぎふ清流文化プラザ指定管理者 様 申請者 住所 氏名 (申請者が団体の場合)団体名及び代表者名 担当者名 電話 () 次のとおり利用料金の返還を申請します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間（部屋数）	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
承認の年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
納 入 済 利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計	円 円 円	
返還を受けよう と す る 額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計	円 円 円	
申 請 の 理 由			
後日の利用料金に 充当することの有 無	1 充当する。 年 月 日に申込みをした利用料金に充当 2 充当しない。		
備 考			

注 知事が文化プラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金返還申請書」とあるのは「使用料返還申請書」と、「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「施設利用料金」とあるのは「施設使用料」と、「附属施設設備等利用料金」とあるのは「附属施設設備等使用料」と、「利用料金に」とあるのは「使用料に」とする。

第6号様式（第9条関係）

利用料金減免申請（承認）書 年 月 日 ぎふ清流文化プラザ指定管理者 様 申請者 住所 氏名 （申請者が団体の場合）団体名及び代表者名 担当者名 電話（ ） 次のとおり利用料金の減免を申請します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間（部屋数）	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
減免を受けようとする額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
納入する利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申 請 の 理 由			
備 考			

上記申請のとおり承認します。
年 月 日

ぎふ清流文化プラザ指定管理者

注 知事が文化プラザの管理を行う場合にあっては、この様式中「利用料金減免申請（承認）書」とあるのは「使用料減免申請（承認）書」と、「ぎふ清流文化プラザ指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「施設利用料金」とあるのは「施設使用料」と、「附属施設設備等利用料金」とあるのは「附属施設設備等使用料」とする